

鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令案

1. 背景

鉄軌道事業者は旅客の運賃及び料金の認可（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 16 条第 1 項、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 11 条第 1 項）については国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、年間の旅客の運賃及び料金の収入又は収入予想額 30 億円を基準として国土交通大臣が告示で定める事業者に対する認可は、地方運輸局長に権限を委任している。

また、上記の告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の、使用条件又は譲渡条件の認可（鉄道事業法第 15 条第 1 項及び第 2 項）についても、地方運輸局長に権限を委任している。

今後の運賃改定においては、鉄道事業者の判断のみではなく、地方自治体やバス事業者等との連携が必要であり、より地域における主体的な取組を推進するため、地域で完結する一定規模の中小事業者に関しては、運輸関係の事務を総合的かつ一元的に所掌しており、また、これらの事業間の総合調整に関する事務も担当している地方運輸局長への委任権限を拡充する必要がある。

2. 改正の概要

地方運輸局長に権限を委任する事業者を定める際の、事業者の年間の旅客の運賃及び料金の収入又は収入予想額の基準について、30 億円から 100 億円に引き上げる。

3. スケジュール

公布：令和 5 年 3 月 1 日

施行：令和 5 年 4 月 1 日

以上